

市第 27 号議案	市民ギャラリーの指定管理者の指定
市第 28 号議案	能楽堂の指定管理者の指定
市第 29 号議案	横浜みなとみらいホールの指定管理者の指定
市第 30 号議案	横浜市芸能センターの指定管理者の指定

根拠法令：地方自治法第 244 条の 2 第 6 項

対象施設：5 施設

指定期間：令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日（5 年間）

■市第27号議案 市民ギャラリーの指定管理者の指定

施 設 名 称	指 定 候 補 者	選定方法
横浜市民ギャラリー	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／西田装美株式会社 共同事業体	公募

■市第28号議案 能楽堂の指定管理者の指定

施 設 名 称	指 定 候 補 者	選定方法
横浜能楽堂	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団	非公募
非公募理由： 能、狂言その他の古典芸能の専門施設として、演者団体等との協力体制を継続していく必要があること、かつ、古典芸能分野における専門的ノウハウが不可欠で、運営の担い手が限られていること		
久良岐能舞台	株式会社シグマコミュニケーションズ	公募

■市第29号議案 横浜みなとみらいホールの指定管理者の指定

施 設 名 称	指 定 候 補 者	選定方法
横浜みなとみらいホール	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団	非公募
非公募理由： 大規模な音楽ホールの運営には、音楽業界に幅広いネットワークを持つ、専門人材の関与が不可欠であること、かつ、優れた音響性能を生かした大規模なクラシック音楽の演奏会に関する専門的ノウハウが不可欠で、運営の担い手が限られていること		

■市第30号議案 横浜市芸能センターの指定管理者の指定

施 設 名 称	指 定 候 補 者	選定方法
横浜にぎわい座	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団	非公募
非公募理由： 落語、漫才、大道芸など、「大衆芸能」の専門施設として、各演者団体等との協力体制を継続していく必要があること、かつ、大衆芸能分野における専門的ノウハウが不可欠で、運営の担い手が限られていること		

市民ギャラリーの指定管理者の指定 〈市第27号議案関連〉

施設名称		横浜市民ギャラリー
指定候補者		公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／西田装美株式会社 共同事業体
		代表者 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長 近藤 誠一 所在地 中区山下町2番地
指定候補者 構成団体の 業務概要		1 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 芸術文化の創造等を公益目的とする公益財団法人 2 西田装美株式会社 建物の清掃、警備、設備機器監視・運転・保守点検等を行う企業
指定期間		令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
選 定 の 経 過	応募団体数	1団体（公募期間：令和8年2月4日から4月3日まで）
	選定評価 委員会の開催	令和8年1月16日 公募要項及び審査基準等の審議 令和8年5月19日 面接審査及び指定候補者の選定
	選定評価 委員会の構成	4名 学識経験者、専門分野の有識者、財務会計の専門家

【参考】施設概要

所在地	西区宮崎町26番地1
施設規模	鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建
施設面積	3,428.00㎡（延床面積）
施設内容	展示室（地階、1階、2階、3階：計1,146㎡）、アトリエ、収蔵庫、作品保管庫、荷捌梱包室、作品運搬用リフト、休憩スペース等
開館日	平成26年10月10日 （旧施設（教育文化センター）からの移転再整備）



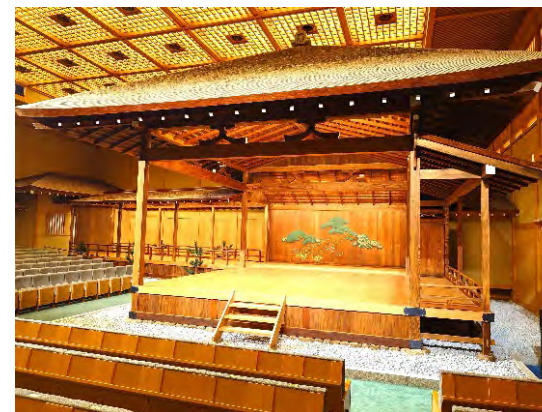
能楽堂の指定管理者の指定 〈市第28号議案関連〉

1 横浜能楽堂

施設名称		横浜能楽堂
指定候補者		公益財団法人横浜市芸術文化振興財団
		代 表 者 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長 近藤 誠一
		所 在 地 中区山下町2番地 業務概要 芸術文化の創造等を公益目的とする公益財団法人
指定期間		令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
選定の経過	選定の方法	非公募による選定 (理由) 能、狂言その他の古典芸能の専門施設として、演者団体等との協力体制を継続していく必要があること、かつ、古典芸能分野における専門的ノウハウが不可欠で、運営の担い手が限られていること 公平性・透明性を確保する観点から、外部の委員によって構成される選定評価委員会において選定を実施した。
	選定評価 委員会の開催	令和8年1月30日 選定要項及び審査基準等の審議 令和8年5月25日 面接審査及び指定候補者の選定
	選定評価 委員会の構成	4名 学識経験者、専門分野の有識者、財務会計の専門家

【参考】施設概要

所 在 地	西区紅葉ヶ丘27番地2（掃部山公園内）
施設規模	鉄筋コンクリート造 地上2階地下2階建
施設面積	5,695.93 m ² （延床面積）
施設内容	本舞台「旧染井能舞台」（横浜市指定有形文化財）、見所486席、第二舞台、研修室（4室）、楽屋（4室）
開 館 日	平成8年6月28日



2 久良岐能舞台

施設名称		久良岐能舞台
指定候補者		株式会社シグマコミュニケーションズ
		代表者 株式会社シグマコミュニケーションズ 代表取締役社長 角 宣広 所在地 東京都品川区大崎4丁目1番2号
指定候補者の業務概要		・劇場、ホール、催事場、会議室及び文化施設の管理運営 ・舞台芸術の創造及び地域文化の振興に関する企画、開発、運営 ・広告宣伝業務 等
指定期間		令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
選定の経過	応募団体数	1団体（公募期間：令和8年2月12日から4月17日まで）
	選定評価 委員会の開催	令和8年1月30日 公募要項及び審査基準等の審議 令和8年5月25日 面接審査及び指定候補者の選定
	選定評価 委員会の構成	4名 学識経験者、専門分野の有識者、財務会計の専門家

【参考】施設概要

所在地	磯子区岡村八丁目21番7号（久良岐公園内）
施設規模	木造平屋建
施設面積	341.66 m ² （延床面積）
施設内容	能舞台、見所52畳、和室（2室）、茶室
開館日	昭和62年10月6日



横浜みなとみらいホールの指定管理者の指定 〈市第29号議案関連〉

施設名称		横浜みなとみらいホール
指定候補者		公益財団法人横浜市芸術文化振興財団
		代 表 者 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長 近藤 誠一
		所 在 地 中区山下町2番地 業務概要 芸術文化の創造等を公益目的とする公益財団法人
指定期間		令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
選定の経過	選定の方法	非公募による選定 (理由) 大規模な音楽ホールの運営には、音楽業界に幅広いネットワークを持つ、専門人材の関与が不可欠であること、かつ、優れた音響性能を生かした大規模なクラシック音楽の演奏会に関する専門的ノウハウが不可欠で、運営の担い手が限られていること 公平性・透明性を確保する観点から、外部の委員によって構成される選定評価委員会において選定を実施した。
	選定評価 委員会の開催	令和8年1月8日 選定要項及び審査基準等の審議 令和8年5月21日 面接審査及び指定候補者の選定
	選定評価 委員会の構成	5名 学識経験者、専門分野の有識者、財務会計の専門家

【参考】施設概要

所 在 地	西区みなとみらい二丁目3番6号
施設規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階地下1階建
施設面積	18,688.60 m ² (延床面積)
施設内容	大ホール (2,020 席)、小ホール (440 席)、レセプションルーム、リハーサル室、練習室 (6 室)
開 館 日	平成10年5月31日



©平館 平

横浜市芸能センターの指定管理者の指定 〈市第30号議案関連〉

施設名称		横浜にぎわい座
指定候補者		公益財団法人横浜市芸術文化振興財団
		代 表 者 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団理事長 近藤 誠一
		所 在 地 中区山下町2番地 業務概要 芸術文化の創造等を公益目的とする公益財団法人
指定期間		令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
選定の経過	選定の方法	非公募による選定 (理由)・落語、漫才、大道芸など、「大衆芸能」の専門施設として、各演者団体等との協力体制を継続していく必要があること ・大衆芸能分野における専門的ノウハウが不可欠で、運営の担い手が限られていること 公平性・透明性を確保する観点から、外部の委員によって構成される選定評価委員会において選定を実施した。
	選定評価 委員会の開催	令和8年1月26日 選定要項及び審査基準等の審議 令和8年5月27日 面接審査及び指定候補者の選定
	選定評価 委員会の構成	4名 学識経験者、専門分野の有識者、財務会計の専門家

【参考】施設概要

所 在 地	中区野毛町3丁目110番地1
施設規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上13階地下3階建のうち地上1階から5階及び地下1・2階の一部
施設面積	4,358.97 m ² (専有延床面積)
施設内容	芸能ホール (391 席)、小ホール (141 席)、練習室、制作室、楽屋、情報コーナー
併設施設	住戸 (60 戸)、店舗 (5 区画)
開 館 日	平成14年4月13日

